

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件
- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百九号

次のとおり本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告示する。

平成二十六年十二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

事	由
一 福島県議会議員佐藤政隆が平成二十六年二月十九日辞職したこと。 二 本宮市安達郡選挙区における福島県議会の議員の欠員の数が公職選挙法第一一三条第一項第五号の規定に該当したこと。	公職選挙法第一一一条第一項の規定による通知を受けた日 平成二十六年二月十九日

福島県選挙管理委員会告示第百十号

平成二十七年一月二十五日執行予定の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十七年一月十四日（年齢については、平成二十七年一月二十五日）
- 二 登録を行う日 平成二十七年一月十四日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十七年一月十五日 午前八時三十分から午後五時まで